

新見公立短期大学

目 次

I	認証評価結果	11
II	基準ごとの評価	12
	基準1 短期大学の目的	12
	基準2 教育研究組織（実施体制）	14
	基準3 教員及び教育支援者	16
	基準4 学生の受入	19
	基準5 教育内容及び方法	21
	基準6 教育の成果	29
	基準7 学生支援等	31
	基準8 施設・設備	34
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	36
	基準10 財務	39
	基準11 管理運営	41
<参 考>		45
i	現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	47
ii	目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	48
iii	自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	50
iv	自己評価書等リンク先	56
	自己評価書に添付された資料一覧	57

I 認証評価結果

評価の結果、新見公立短期大学は、大学評価・学位授与機構が定める短期大学評価基準を満たしていると判断する。

当該短期大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教養教育を適切に行うために開学時から教養科を設置し、平成 15 年度には全学的な組織として教養教育委員会を設置して、教養教育の充実に取り組んでいる。
- 「学外実習指導講師」の称号を付与することなどにより、学外の実習指導者が指導者としての認識を高め、また実習の体制の担い手としての意識を高めることに貢献している。
- ボランティア活動や実習などは、地域との関わりが深く、また地域の文化、伝統を学ぶ科目を開講するなど、地域に根ざした教育が行われており、幼児教育学科の「地域と創るにしみこどもフェスタ」は、文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色 G P）」に採択される評価を受けている。
- 電子メールや研究室における日常的な対応などによる教員と学生とのコミュニケーションが円滑であり、きめ細かい指導・助言が行われている。

当該短期大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 施設全体としてバリアフリー化が十分ではないので、早期に対応する必要がある。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 短期大学の目的

- 1-1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

当該短期大学の目的が学則に定められ、『学生便覧』、『大学案内』及びウェブサイトに掲載されている。また、学科、専攻科ごとの教育目的とそれに伴う教育目標として基本的な方針や、養成しようとする人材像をより具体的に定め、『学生便覧』に掲載することによって明示されている。

これらのことから、短期大学の目的が、明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第69条の2に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該短期大学の目的を「教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、広く教養を高め、看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成することを目的とする」としており、学校教育法に規定された短期大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該短期大学の目的及び学科、専攻科ごとの教育目的、教育目標は、『学生便覧』を教職員及び学生に配布することにより周知されている。これらの目的等については、入学時のオリエンテーションにおいても説明がなされている。また、資格・免許の取得を目指して入学してくる学生が大部分であるため、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や達成しようとする基本的な成果を学生が明確に理解しており、卒業後の進路も教育目的を反映している。

これらのことから、目的が、短期大学の構成員に、周知されていると判断する。

- 1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

当該短期大学の目的及び活動方針は、ウェブサイト及び『大学案内』に掲載することによって、社会に対して広く公表されている。『大学案内』は、新潟・山梨・静岡県以西の全高等学校約2,400校を中心に配布され、オープンキャンパスでも参加者に配布されている。さらに、『大学案内』は近隣地域で開催される進路説明会や卒業生の就職先を開拓するための企業訪問時にも、教員等が持参して配布している。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 当該短期大学としての目的が学則に定められ、『学生要覧』、『大学案内』及びウェブサイトに掲載されている。また、教育研究活動を行うに当っての学科、専攻科ごとの基本的な方針や達成しようとする基本的な成果が、当該学科及び専攻科の学生に明確に理解されている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織並びに教養教育の実施体制）が、短期大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学科として、看護学科、幼児教育学科、地域福祉学科が設置されており、「地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成する」という目的と直接的に対応する学科構成となっている。看護学科は看護師国家試験受験資格、幼児教育学科は保育士資格及び幼稚園教諭二種免許、地域福祉学科は介護福祉士登録資格及び社会福祉主事任用資格の取得を目的としている。

これらのことから、学科の構成が適切であると判断する。

- 2-1-② 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

教養教育を適切に行うために、開学時から教養科を設置し、平成15年度には全学的な組織として教養科長、教養科専任教員及び各学科から選出された教養教育科目を担当する教員各1人で構成する教養教育委員会を設置している。教養科には5人の教員が配置され、各学科の教養関連科目を担当しており、当該短期大学の特色となっている。また、教養教育委員会は、教育の目的を達成するために教養教育全般について検討することを目的として設置され、教養教育の充実に取り組んでいる。

これらのことから、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能していると判断する。

- 2-1-③ 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

専攻科として、地域看護学専攻科が平成16年度に設置されている。この専攻科の目的は「地域の人々が自らの健康を守り向上することができるように支援する能力を養うため、専門的知識・技術を学ばせ、地域看護の役割を果たすことができる人材を育成する」であることから、当該短期大学の目的に整合している。修了要件として保健師国家試験受験資格に必要な単位修得を課している。

これらのことから、専攻科の構成が適切であると判断する。

- 2-1-④ 別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

- 2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会は、学則第 38 条に規定されているとおり、教育活動に関して、教員の人事及び予算に関する審議権、教育研究、学籍の異動、試験及び単位の認定、厚生補導並びに賞罰等に関する議決権を有しており、また、原則として月 1 回開催されていることなどから、教授会が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動が行われていると判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教務委員会の教務部会が、教育課程や教育方法等を検討する組織として設置されている。構成員は教養科を含む各学科より 1 人の委員及び学務課長からなっている。平成 16 年度は計 10 回の教務委員会を開き、その他必要に応じて臨時会議、持ち回り会議、電子メールによる会議等も開かれ、教育計画に関する事、学生の退学及び休学に関する事、人権教育に関する事、単位認定に関する事等の審議が行われている。

各学科ともそれぞれの分野における専門職業人養成を目的としているため、学科の独立性が強く、専門教育を展開する上で全学的な視点が希薄である点については改善を要するが、教務委員会が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 2 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教養教育を適切に行うために開学時から教養科を設置し、平成 15 年度には全学的な組織として教養教育委員会を設置して、教養教育の充実に取り組んでいる。
- 当該短期大学の目的に即して、3 学科及び 1 専攻科を設置し、すべての学科、専攻科が公的な資格や免許を取得するための法令上の指定・認定を受けており、それぞれの分野における専門職業人養成を目的とした教育研究に係る組織構成が明確である。

【改善を要する点】

- 各学科ともそれぞれの分野における専門職業人養成を目的としているため、学科の独立性が強く、専門教育を展開する上で全学的な視点が希薄である。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

3-1-① 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

「新見公立短期大学教員の級別定数に関する規定」に基づき、教養科5人、看護学科18人（助手5人を含む）、幼児教育学科9人、地域福祉学科9人、地域看護学専攻科3人で教員組織が編成されていることから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

教育課程を遂行するための教員として、教授13人、助教授12人、講師12人、助手7人及び非常勤講師79人に加えて、実習・演習の指導を担当する非常勤助手15人を配置していることから、必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 各学科に必要な専任教員が確保されているか。

各学科には、短期大学設置基準に基づき必要数の専任教員を配置している。教養科では、専門教育を行うための教養科目の充実を図る目的で、教授3人、助教授2人の専任教員を配置している。また、各学科及び専攻科とも、専門職業人育成のため、課程修了時の取得が見込まれる資格及び免許に関する基準を満たすよう、教員を配置している。例えば、看護学科では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則、看護師等養成所の運営に関する指導要領に基づき18人の専任教員が配置され、そのうち16人が看護師の資格を有している。

これらのことから、各学科に必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

各学科及び専攻科の所属教員の年齢構成及び性別のバランスについては配慮されている。内訳として、学科及び専攻科とも女性教員が多いが、特に看護学科や地域看護学専攻科では規則等に基づいた資格を有する者を必要とするという分野の特殊性によるものである。また、教員補充の際には、学科全体及び領域別の年齢構成を考慮した公募による採用を行っている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

「新見公立短期大学教員選考規程」において、選考基準、選考方針、提出書類、選考組織及び選考方法が定められている。さらにその細目である「新見公立短期大学教員選考に関する申し合わせ」においては、研究歴・研究業績、教育歴・教育業績等の基準が職位ごとに定められている。教育上の指導能力の評価については、「教育業績書」の提出を求め、その中で担当授業科目、教材の開発・作成、教育方法の開発・改善、ファカルティ・ディベロップメント（以下、FD）等への参加経験、その他の特記事項の記載を求めている。教員人事は、教授会において選考委員会が組織されて公募等の選考方法が決定され、書面審査が行われ、必要に応じて面接審査を実施し、選考結果が教授会に報告され、教授会での審議に基づいて候補者が決定される。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

平成14年度から定期的に「学生による授業評価」を行っており、評価の結果を刊行・開示している。また、教員相互の授業評価については、学科の枠を越えて授業参観を行うなど、教員の教育活動に関する評価を実施するための努力が積み上げられている。平成16年度から新たに教務委員会に教育改善部会を設置して取組に当たっており、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。

各学科及び専攻科の教員の主な研究テーマは、担当科目の内容とおおむね一致しており、教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われている。

看護学科では、授業や演習に対する教育方法や内容に関する研究、臨地実習での学習成果や教育的な対応に関する研究が多く、学生の教育に視点を置いた研究が多く見られる。

幼児教育学科では、幼児教育の質を高めるための研究が行われており、教育計画にも反映されている。

地域福祉学科では、介護系で技術などの演習に関連した研究や実習における指導に直接的に関係する研究が行われており、介護福祉士養成に向けた実践的な教育に反映されている。

また、看護学科と幼児教育学科の教員による『「回想を語ること・聞くこと」の高齢者ケアにおける意味』など、学科の枠を越えた共同研究も行われている。

これらのことから、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 短期大学において編成された教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

いずれの学科においても、教育目標に照らし、より教育効果を高めるために実践教育が行われている。演習、実習においては教育課程を充実させるため、専任教員の補助として各学科とも非常勤助手を採用している。また、平成16年度から学外の実習指導者に対しては指導者としての認識を高めるため、「学外実習指導講師」の称号を付与している。看護学科では、非常勤助手を7人、学外実習指導講師を15施設52人、幼児教育学科では、非常勤助手を5人、学外実習指導講師を1施設1人、地域福祉学科では、非常勤

助手を3人、学外実習指導講師を42施設48人採用している。

これらのことから、教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「学外実習指導講師」の称号を付与することなどにより、学外の実習指導者が指導者としての認識を高め、また実習の体制の担い手としての意識を高めることに貢献している。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

各学科及び専攻科とも、それぞれの教育目的に沿って望ましい学生像及び入学者選抜の基本方針等を定め、『学生募集要項』に掲載されている。『学生募集要項』は、毎年7月上旬に新潟・山梨・静岡県以西の全高等学校約2,400校に『大学案内』とともに配布するほか、請求があった場合の配布（約200部）、全国学校案内資料管理事務センターを介しての配布（約1,500部）、オープンキャンパス参加者への配布（約200部）、入試実施時期に岡山県内及び近隣の高等学校に再配布（約300部）することなどを通じて公表されている。さらに、教員が中国四国地域を中心に高等学校を訪問し、求める学生像について説明を行っている。また、平成17年度からウェブサイトにもアドミッション・ポリシーが掲載されている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

各学科及び専攻科とも、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜方法が導入されている。推薦入試は、いずれの学科でも実施されており、また、特別選抜入試は看護学科、地域福祉学科及び地域看護学専攻科で取り入れている。さらに、看護学科では、大学入試センター利用入試も実施されている。

看護学科の帰国生特別選抜入試及び地域福祉学科の社会人特別選抜入試を除いて、毎年募集定員を上回る出願者がある。また、幼児教育学科の推薦入試（ピアノ実技）と看護学科及び地域福祉学科の特別選抜入試において、基準に達しない場合には合格者が募集定員を満たさない場合があり、入学者に対する質の確保が重視されている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

- 4-2-② アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

社会人の受入に関する基本方針を看護学科及び地域福祉学科で示し、特別選抜入試を実施している。看護学科では22歳以上で4年以上の社会人経験を有する者又は4年制大学の卒業者、また、地域福祉学科では21歳以上で3年以上の社会人経験を有する者を出願資格としている。いずれも社会人経験を入学後の学習に活かすことができる人材を募集することを基本方針として、履歴書・志願理由書等の書面、面接、小論文による選考が実施されている。

これらのことから、社会人の受入に関して、適切な対応が講じられていると判断する。

・ 4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜は、教授会の下に設置された入試委員会及び学長の下に設置された入試問題作成委員会により実施されている。入試委員会は入学者選抜に関する企画、入学者選抜試験実施要項の作成、入学者の選考基準の作成等を行い、入試問題作成委員会は入試問題の作成、採点及び成績の管理等を行っている。

入学者選抜の実施は入学者選抜試験実施要項に従い、学長を実施委員長とし、その指揮監督下で全教職員が各業務に従事している。合格者は、各学科長及び専攻科長の提案に基づき、教授会で審議し決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

・ 4-2-④ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者選抜実施後に、その年度の結果を各学科で検証し、入試委員会で全学的に検討し、次年度の入学者選抜の改善に役立っている。平成14年度と平成16年度に入学者に対する追跡調査を実施し、分析結果を募集定員の変更、選抜方法の改善、合格判定基準の検討等に役立っている。

これらのことから、学生の受入についての検証が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

・ 4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

各学科とも、平成12年度から平成17年度までの6年間、入学定員を若干上回る人数を受け入れており、入学者数が、入学定員を下回った年度はない。専攻科では平成16年度の設置後2年間、入学定員と同数の入学者数を確保している。

これらのことから、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜方法を導入し、その結果を検証し、一部の学科で大学入試センター試験を利用するなど、学生受入方法の改善が行われている。

基準 5 教育内容及び方法

(準学士課程)

5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。

5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準 5 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<準学士課程>

5-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

各学科とも、専門職業人養成を目的とする教育課程であることから、関連法令等に基づく授業科目が適切に配置されている。

看護学科の教育課程は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき編成されている。カリキュラムは「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」から構成されて、「専門基礎分野」と「専門分野」は、すべて必修科目とし、基礎的知識や技術の習得を目指す科目は1・2年次に、領域実習を統合科目として3年次に配置し、段階的に学習できるよう考慮されている。このことは、科学的思考に基づいた看護専門職としての基礎的能力を習得させるという教育目的に合致しており、教育効果を考慮したカリキュラムといえる。

幼児教育学科では、保育士登録資格科目をベースに、幼稚園教諭二種免許を同時に取得できるカリキュラムを編成しており、教育目標に照らして、特に表現する力と実習指導の充実を中心にカリキュラムの体系を整えている。

地域福祉学科では、介護福祉士養成施設等の指定基準に基づく科目及び地域福祉学科の教育目的・教育目標を達成するために必要な授業科目を「基礎科目」「専門教育科目」に配置し、体系的な編成となっている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

看護学科では、「基礎分野」に科学的思考の基盤、人間と人間生活の理解のための科目を配置し、「専門基礎分野」には人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、社会保障制度と生活者の健康に関する

科目を配置し、「専門分野」には看護学をライフサイクル別に7領域に分けて必要な科目が配置されている。

幼児教育学科では、保育士養成課程と幼稚園教員養成課程の整合性に配慮しながら、それぞれの分野に必要な科目が配置されている。また、教科専門科目の音楽関連科目では、保育の質的充実・地域貢献に寄与することができる人材養成という趣旨から、幼児の音楽的活動の理解、保育現場の音楽活動構成・音楽教材論まで踏み込んだ科目構成としている。

地域福祉学科では、介護福祉士及び社会福祉士の養成に求められる法規類に準拠した科目が配置されている。

これらのことから、授業の内容が、教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

各教員が、個別の研究上の関心だけでなく、教育の質を高めるための研究活動を積極的に展開し、研究活動の成果を担当する授業科目の内容に反映させるとともに、教材作成にも活かされている。

例えば、看護学科の「援助技術論」では、褥瘡発生のメカニズムについての研究に基づき、学生に演習前に仙骨部他の体圧を測定させるなど褥瘡予防に対する関心を高める工夫をしている。

幼児教育学科の「音楽Ⅰ・基礎音楽」等では、パソコンを用いた作曲に関する研究の成果を作曲スキルの教授に活かしているほか、教材やプリント等として活用しており、保育者としての実践的力量的の育成に努めている。

地域福祉学科では、介護過程に関する研究を基に『介護過程ガイドブック』を作成し、「介護技術」、「実習指導」、「介護実習」で活用することにより、2年間という短い期間に効果的に介護過程を教え、学生の実習や演習での自己学習を促進することに効果を上げている。

これらのことから、授業の内容が研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

看護学科及び幼児教育学科では、4年制大学や他の短期大学で修得した単位を卒業要件として認定することが学則に定められている。

看護学科では、4年制大学を卒業した社会人入学生が約1割おり、他大学で修得した単位の認定は、審査の上で23単位を超えない範囲で卒業要件として認定している。

幼児教育学科では、学生のニーズと社会からの要請に応じて、学生ボランティア活動支援を開始し、あわせて教育課程の見直しを開始している。

地域福祉学科では、介護福祉士としての必要な知識と技術を習得するだけでなく、学生の多様な学習ニーズに対応した科目群（木工芸、備中神楽、草木染、陶芸、紙漉などの地域の文化、伝統を学ぶ科目として地域文化演習など）を開講している。また、少人数授業・フィールド型授業を重視し、学生に多様な実践的学習の機会を提供している。

各学科とも学外における実習を重視しており、それがインターンシップに代わる体験学習として、現場での学習の機会となっている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の実質化を目指し、平成14年度入学生からGPA(Grade Point Average)評価を導入し、平成17年度から制度化している。通年のGPA評価がおおむね2.5以下の学生に対しては、担任教員が個別の履修指導を行うこととしている。また、優秀な成績を修めた学生に対しては、表彰を行い、学生の学習意欲を高める努力もなされている。資格取得を主とした教育課程のため履修単位数が多く、全体的に自由度の低いカリキュラムとなっているが、指導・助言がきめ細かく、かつ、日常的に行われていることにより、ほとんどの学生が修業年限内に必要な単位を修得し、資格及び免許も取得している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

学科の教育目的及び専門職業人養成課程の編成に関連する法規に沿った授業形態の組合せになっている。また、全体として、実践の場で求められる自ら考える力を養成するために、日常的に学生自らが答えを導き出すことを意識させる教育が実施されている。

看護学科では、科学的思考に基づいた看護専門職としての基礎能力を習得させるために講義、演習、実験、実習が段階的に編成されている。実習では、少人数グループ編成、病院実習では領域別など、主に看護過程を中心とした実習を展開している。

幼児教育学科では、児童福祉法及び教育職員免許法に照らして教育課程を編成し、講義、演習、実習等のバランスは、それらに準拠している。多くの科目において、グループワークや調査、プレゼンテーション、作品制作を取り入れるなどの工夫がなされている。実習指導においては、現場経験がある複数の非常勤助手が授業に加わることで、少人数指導を実現している。

地域福祉学科における開講科目は、介護福祉士養成校としての基準を満たし、バランスの取れた構成になっている。学習指導法の工夫として、フィールド型授業を多く取り入れている。また、実技系の演習では、実技担当の教員を9人（専任4人、非常勤5人）配置して、少人数授業を実現している。指導に当たっては、実習施設ごとにグループを編成し、教員は施設の実習指導者とともに指導・助言や利用者のカンファレンスを実施している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスについては、すべての開設科目に、各科目1ページを充て、授業科目名、担当教員名、メールアドレス、授業の目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されている。学生に対しては、入学時のガイダンスにおいて、科目選択の際に活用すること、授業を進めていく上で活用することを説明している。また、『学生による授業評

価』ではシラバスの記載内容と講義内容の合致を問う項目もある。学生の5割は授業の前にシラバスを読んでおり、5割近くが受けた授業はシラバスに沿って授業が行われたと回答している。

シラバスに記載されている内容を変更する場合には、授業の前に修正されたシラバスを配布するなどの事前準備が工夫されており、学生にとって不利にならないよう方策が講じられている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されていると判断する。

・ 5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生の自主学習を促すために、電子メールの活用やオフィスアワーに限らない日常の密接なコミュニケーションによるきめ細かい教育指導により、資格取得で過密になっている教育課程の制約の中で自主学習への配慮がなされている。

基礎学力不足の学生に対しては、基本的に学生が少人数のため、教員の個別対応が可能な状況にあり、問題が発見された場合には、各学科会議において確認し、担任教員を中心として対応している。看護学科の学生の大部分は高等学校で生物及び化学を履修しているが、全範囲にわたって履修している学生は少数に留まっているため、平成17年度から「自然科学Ⅰ」を必修科目としている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が必要に応じて組織的に行われていると判断する。

・ 5-2-④ 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

・ 5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準、卒業認定基準とも学則、「新見公立短期大学履修規程」に定められている。成績評価は、試験、論文、レポート、平常学習状況、出席状況などから、優（80～100点）、良（70～79点）、可（60～69点）及び不可（60点未満）の4段階で行われている。科目別の具体的な成績評価基準は、シラバスに「成績評価の基準・方法・期日」の項目を設け、各授業科目の内容に応じた評価基準を記載している。また、平成17年度に「成績評価にGPA制度を併用するための暫定規程」を制定し、『学修ハンドブック』に掲載して学生に配布するとともに、入学時のガイダンスでも説明している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が策定され、学生に周知されていると判断する。

・ 5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価は、基準に基づいて、筆記・実技試験、レポート、実習内容、到達度試験（看護学科のみ）及び授業への出席状況（2/3以上の出席が原則）等を総合して4段階で行われているが、成績評価基準の明確化、厳格な成績評価の実施などのため、平成14年度入学生よりGPA評価を実施している。また、複数教員が担当する科目については、教員間の協議によって成績評価が行われている。卒業認定は、各学科の判定に基づき、教授会で決定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

学生本人が自分の成績を指定のパソコンで確認できるシステムを取り入れている。成績評価に対する疑問などがある場合には、成績開示後 10 日以内に成績評価を行った担当教員に対して成績評価の方法や内容などについて問い合わせることができる。担当教員から十分な回答が得られない場合には、学務課に申し出ることで、成績の閲覧及び成績評価に対する問い合わせについては学修の手引に明記し、周知している。申立てに対する対応は教務委員会に報告され、また、改善を図る目的で、教授会等で教員全員に報告されている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<専攻科課程>

5-4-① 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

看護学科においては、看護専門職として幅広い教養と豊かな人間性を養うことを目的に「基礎分野」の充実が図られ、「専門基礎分野」及び「専門分野」はすべて必修科目として看護専門職としての基礎的能力の習得が図られている。それを基礎として地域看護学専攻科では、統計学的視点で地域を捉え、そこで生活している対象者への保健指導の在り方を習得できるよう配慮されている。

これらのことから、学科の教育との連携を考慮した教育課程となっていると判断する。

5-4-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

教育課程は、「教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」で構成され、修了要件は、「教養科目」は必修 2 単位、「専門基礎科目」は必修 8 単位、「専門科目」は必修 22 単位及び選択 1 単位、合計 33 単位以上である。保健師活動は、法律に基づいた活動を主としていることから「教養科目」に「日本国憲法」を開講している。また、「専門基礎科目」では地域の健康問題を疫学的及び保健統計学的視点から捉えることをねらいとして「疫学」「保健統計学」を開講し、さらに、国際的な視野を持ち合わせることをねらいとして、「ボランティア論」「国際保健論」を開講している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

「教養科目」は、保健師活動の基礎となる憲法及び現代社会のあらゆる状況を踏まえた上での人間生活の理解を教育内容としている。「専門基礎科目」は、地域の健康問題を共通テーマとして、科目間の関連性を明らかにしながら構成している。「専門科目」は、地域活動における保健指導の方法を教育内容の中心としている。

これらのことから、授業の内容が教育課程の構成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-④ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

地域を基盤とする研究活動が授業に反映されていることが分かる。例えば、活動対象となる小児あるいは高齢者の健康問題の実態を調査し、疫学・保健統計学的に考察する「健康・生活調査に関するコホート

研究」などの成果が、地域を基盤においた健康と生活の捉え方などを理解できるように教育内容に反映されている。

このことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-⑤ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。

地域の健康問題を疫学、保健統計学視点から分析すること、国際的視野を持ち多角的な視点から地域看護を捉えること、及び地域活動における保健指導の方法を教育内容としていることなど社会からの要請に対応した教育課程の編成に配慮している。また、「公衆衛生看護学研究」は学生の希望するテーマに沿った研究を行うことができ、学生のニーズに配慮している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フイールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

講義、演習、実習の時間数は、1単位おおむね30時間で構成されており、それぞれ570時間、210時間、180時間であり、実習は必修科目である。演習は、疫学演習・保健統計学演習・地域リハビリテーション論・地区活動論・公衆衛生看護学研究であり、授業形態の組合せ及びバランスは適切であるといえる。保健福祉行政論、疫学、保健統計学では、講義と統計演習、疫学調査・分析を行い、調査から地域保健活動における統計を実地で習得できることや公衆衛生看護学実習における少人数での実習指導を行うことなど、それぞれの教育内容に応じた学習指導法の工夫がなされている。また、グループワークを多く取り入れることによって、保健師としてのコーディネート能力やコミュニケーション能力などを育成するための学習指導法の工夫がなされている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスについては、すべての開設科目に、各科目1ページを充て、授業科目名、担当教員名、メールアドレス、授業の目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されている。また、学生に対しては、入学時のガイダンスにおいて、履修登録の際に活用すること、履修登録後も授業を進めていく上で活用することを説明している。シラバスに記載されている内容を変更する場合には、授業の前に修正されたシラバスを配布するなどの事前準備が工夫されており、学生にとって不利にならないよう方策が講じられている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 自主学习への配慮、多様な専門分野への配慮等がなされているか。

自主学习等への配慮については、基本的に学生が少人数のため、教員の個別対応が可能な状況にあり、日常の密接なコミュニケーションや電子メールの活用によるきめ細かい教育指導が徹底している。また、学生個々にパソコンを貸与しており、文献検索、健康教育の資料作り、統計処理等に活用されている。しかし、学外への持ち出しを希望する学生が多い。

これらのことから、おおむね自主学习等への配慮がなされていると判断する。

5-6-① 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、複数教員による指導、研究テーマ決定に対する適切な指導等が考えられる。）が行われているか。

研究指導については、入学当初から研究に関する基礎講義を行い、自分のテーマに沿った先行研究を調査し、論文を読みこなす練習をするように指導を行っている。また、学生の提出したテーマごとに、各専任教員が専門別に5人を担当することとしており、学生と研究方法をディスカッションし、研究計画書を提出させて、指導に当たっている。

これらのことから、専攻科にふさわしい研究指導が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準及び修了認定基準は学則に定められ、入学当初のガイダンスにおいて学生に説明されている。これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価は、基準に基づいて、試験、論文、レポート、平常学習状況、実習内容、授業への出席状況を総合して4段階評価で行われている。臨地実習では、学生の目標への到達度、実習目標に応じた実習先指導者のコメント、自己評価、記録等を総合して評価している。また、修了認定は、教授会の議を経て行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するため、学生本人が自分の成績を指定のパソコンで確認できるシステムを取り入れている。成績評価に対する問い合わせや疑問などがある場合には、成績開示後10日以内に成績評価を行った担当教員に対して成績評価の方法や内容などについて問い合わせることができる。担当教員から十分な回答が得られない場合には、学務課に申し出ることとし、成績の閲覧及び成績評価に対する問い合わせについては学修の手引に明記し、周知している。申立てに対する対応は教務委員会に報告され、また、改善を図る目的で、教授会等で教員全員に報告されている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- ボランティア活動や実習など地域との関わりが深く、地域の文化、伝統を学ぶ科目を開講するなど、地域に根ざした教育が行われている。
- GPA評価を導入し、通年のGPA評価がおおむね2.5以下の学生に対しては、担任教員による個別の履修指導が行われている。
- 優秀な成績を修めた学生を表彰し、学生の学習意欲を高める努力がなされている。
- 実践の場で求められる自ら考える力を養成するために、日常的に学生自らが答えを導き出すことを意識させる教育が行われている。
- 地域福祉学科においてフィールド型授業を多く取り入れているなど、学習指導法に工夫がなされている。
- 専攻科課程では、国際的な視野を持つ保健師を養成することをねらいとする科目が開講されている。

基準 6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準 6 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像は、各学科及び専攻科ごとに『学生便覧』で示されている。各学科及び専攻科は、いずれも資格取得を目指すものであり、方針は明確である。

当該短期大学及び各学科、専攻科における教育の達成状況の検証・評価については、GPA制度の導入や、学生授業評価・外部評価の結果分析、FD研修会などの取組を行っている。また、文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択された幼児教育学科の「地域と創るにいみこどもフェスタ」における表現発表会や、看護学科の到達度試験は、教育の達成状況を検証・評価するに当たり有効な取組となっている。

これらのことから、教育の達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
--

学生が各学年や卒業（修了）時等に身に付ける学力や資質・能力について、看護学科では、単位修得状況や看護研究（卒業研究）の内容が良好であり、平成15年度及び平成16年度の卒業生全員が看護師国家試験に合格している。

幼児教育学科では、単位修得、進級・卒業の状況、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許の取得状況が例年ほぼ100%である。卒業研究については、全員が個人あるいはグループによる研究論文又は作品制作に取り組み、総合研究発表会及び表現発表会においてその成果を発表している。

地域福祉学科では、単位修得、進級・卒業の状況がほぼ100%であり、卒業生全員が介護福祉士登録資格を取得している。

地域看護学専攻科では、単位修得の状況が100%となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 学生の授業評価結果等から見て、短期大学が編成した教育課程を通じて、短期大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

在学生を対象とした授業評価結果及び卒業及び修了予定者を対象とした卒業時満足度調査の結果によると、科目又は学科によってばらつきが認められ、教育効果に不十分な部分もあると考えられるものの、全体的には学生の評価、満足度が高いことから、教育の効果があつたと判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、看護学科では、就職した者の大部分（平成12年度から16年度の5年間で98%）が看護師として就職し、進学者は全員が看護師養成課程（看護学部等）、保健師、助産師又は養護教諭養成課程に進学している。

幼児教育学科では、就職した者の大部分（平成12年度から16年度の5年間で98%）が保育士又は幼稚園教諭として就職している。

地域福祉学科では、就職した者の大部分（平成12年度から16年度の5年間で95%）が介護福祉士として就職し、進学者の全員が福祉系学部に進学している。

地域看護学専攻科では、就職者は全員が保健師又は看護師として就職し、進学者は養護教諭養成課程へ進学している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業生への意見聴取の取組として、卒業時満足度調査や卒業生へのヒアリングなどが実施されている。また、各学科では「卒業生と語る会」を毎年実施し、さらに看護学科では、卒業生を対象に専門技術の習得状況や活用状況に関する調査を実施している。就職先等については、幼児教育学科では就職訪問活動、地域福祉学科では実習巡回時や実習指導者会議の際に意見聴取が行われている。

卒業時満足度調査の結果では、「入学から現在まで自分の成長にどの程度満足しているか」との問いに対する満足度が82.7%となっており、また、外部評価の結果においても、おおむね教育の成果が上がっていると評価されている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択された幼児教育学科の「地域と創るにいまこどもフェスタ」は、教育の達成状況を検証・評価する取組としても優れている。
- 当該短期大学の各学科はいずれも資格の取得を目的とするものであり、全学科の学生のほぼ100%が目指す資格を取得し、就職状況も極めて良好である。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

各学科及び専攻科とも、入学時に全入学生対象の合同ガイダンス及び学科別ガイダンス、年度当初に学科別ガイダンスを実施し、『学生便覧』、シラバスなどを用いて、履修手続き、教育目的、教育計画、履修内容などが説明されていることから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 進路・学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

進路・学習相談、助言の体制については、各学科及び専攻科とも、クラス担任制を採用し、各クラスに担任・副担任教員を配置している。担任・副担任教員は、学習・進路等に関する全般的な助言・指導を行うほか、学生と個別面接をして学習・生活・進路に関する状況を聴取し、必要な情報提供・指導を行っている。進路に関しては、担任教員が就職委員会を通じ、就職希望先等を訪問して、求人情報を入手するなどの活動を行い、進路相談に活用している。平成 17 年度からはオフィスアワーを実施し、指定時間に必ず研究室に在室することを義務付けている。電子メールや研究室における日常的な対応などによる教員と学生とのコミュニケーションが円滑であり、きめ細かい指導・助言が行われている。

平成 16 年度に実施した卒業時満足度調査の結果においては教員の指導・助言に関する満足度が 86.3% と高く、自由記述回答でも各学科及び専攻科で、「親身になって対応してくれた」、「教員と接する機会が多かった」等の記述が多く見られることなどから、進路・学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学習支援に関する学生のニーズを把握するための取組として、平成 13 年度末に「学生生活実態調査」を実施しており、今後もおおむね 5 年に 1 回程度の実施を予定している。さらに、平成 14 年度からは学生による「授業評価」を実施し、平成 16 年度には卒業及び修了予定者を対象に「卒業時満足度調査」を実施している。また、クラス担任制による豊かなコミュニケーションにより、日常的な学習支援に関する学生のニーズも効果的に把握されている。

これらのことから、学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし。

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

看護学科では、平成8年度より社会人特別選抜制度を設け、平成16年度までに34人が入学しているが、入学後は一般学生として修学している。学修歴も大学院修了や4年制大学卒業、社会人経験など多様であり、背景に応じた学習支援が行われている。また、社会人入学生の入学時の年齢は20代後半が約半数を占めており卒業時には30歳前後に達するため、年齢を考慮した進路指導が必要であり、これらについては担任教員等による個別指導・助言が行われている。

これらのことから、学習支援が適切に行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的学習環境として、学生会館の和室及び会議室の優先的な利用を認めているほか、講義室及びゼミ教室も授業時間外の自主学習等の目的での学生利用（9時から20時まで）を認めている。また、図書館も学期中は8時40分から19時まで（金曜日は20時まで）開館している。情報処理教室については、『学生用ITマニュアル』（情報処理室の利用てびき）が作成されており、授業時間等以外での学生の届出を要しない利用を認めている（9時から20時まで）。ただし、図書館の開館時間や実習室の開放時間の更なる延長を希望する学習意欲の高い学生が多い。

これらのことから、図書館・実習室の利用時間などには改善の余地があるが、自主的学習環境が整備されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生のサークル活動や自治活動等の課外活動については、学生部及び学務課学生係において所掌し、学生会館内の学友会室、部活動のための部室、体育館、グラウンドなど必要な施設・設備を提供し、教職員が顧問に就任して指導・支援を行っている。また、サークル活動や自治活動等に利用する設備の維持管理に伴う費用を校費で負担するとともに、賠償保険加入に対する支援や後援会による経費補助等も行われている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談については、担任・副担任教員が行っており、また、健康相談については、各学科の保健委員並びに看護学科及び地域福祉学科の相談専門委員各1人に加え、学外相談員（精神科医師）も配置されている。

学外相談員による専門的なカウンセリングは、平成13年度から実施されており、平成15年度、16年度には年12回行われ、70人ほどの利用者があった。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

特別な支援が必要と考えられる者への生活支援等に関しては、日常的な生活支援を必要とする程度の障害がある学生の入学実績がなく、現在までに在籍していない。しかし、施設全体としてバリアフリー化が十分ではないので、早期に対応する必要がある。

7-3-③ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

生活支援等に関する学生のニーズを把握するための取組として、平成 13 年度末に全学生を対象とした「学生生活実態調査」を実施し、その結果を受けて、教室等開放時間の延長や学生会館使用法の整備などの学内規則の見直しを行っている。また、学生自治団体である学友会役員と学生部及び学生生活委員会との定期的会合を毎年 2 回程度実施している。各種相談制度及び卒業時満足度調査で明らかになった学生のニーズは、学生生活委員会又はその他の委員会に報告されている。

これらのことから、学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生の経済面の援助に関して、日本学生支援機構の奨学金は、平成 12 年度から 16 年度の 5 年間ににおける希望者全員が採択されている。また、当該短期大学では無利子の貸付制度である小田琢三奨学基金という独自の制度を設け、緊急の場合や海外研修等に参加する場合に援助しており、平成 12 年度から 16 年度の 5 年間で 32 人の利用実績がある。新見公立短期大学条例に定められた授業料の減免制度についても、平成 12 年度から 16 年度の 5 年間で 60 人の申請に対して 45 人（75%）が適用を受けている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 電子メールや研究室における日常的な対応などによる教員と学生とのコミュニケーションが円滑であり、きめ細かい指導・助言が行われている。
- 学習支援を含む包括的な大規模調査として学生生活実態調査を実施するとともに、学生による授業評価、卒業時満足度調査を実施するなど、多角的な調査により学生のニーズを把握している。
- 無利子の貸付制度である小田琢三奨学基金という独自の制度を設け、緊急の場合や海外研修等に参加する場合に援助している。

【改善を要する点】

- 学生の要望を受け図書館の開館時間の延長を行っているが、図書館や実習室の開放（開館）時間の更なる延長を希望する学習意欲の高い学生が多いことへの対応が望まれる。
- 施設全体としてバリアフリー化が十分ではないので、早期に対応する必要がある。

基準 8 施設・設備

- 8-1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

校地面積は 27,311 m² であり、校舎面積は 11,244 m² である。校舎には講義室、研究室、看護・介護教育のための実習室及び演習室、幼児教育のための図工・音楽教室及びリズム教室、調理施設を備えた栄養実習室、情報処理教室、図書館等を設置し、情報処理教室にはパソコン 66 台を設置している。これらの施設・設備は有効に活用されているが、図書館の閲覧場所については十分に確保されているとはいえず、進行中の図書館の整備・拡充計画の早期実現が望まれる。

また、看護学科の臨地実習を受ける学生のためにマンション 10 室を借り上げ、実習に関する専門書やコピー機を配備するなど、施設面での支援を行っている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

教育内容・方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークの整備については、情報処理教室で 66 台、進路情報室で 4 台、図書館で 3 台のパソコンを学生の利用に開放し、専攻科学生には、ノート型パソコンを貸与して学内外のネットワークに接続できる環境が整備されている。また、学生全員にメールアドレスを発行し、学内外の端末からメールサーバを利用して電子メールの送受信を可能としている。

情報設備及び情報ネットワークの利用については、『学生用 IT マニュアル』の配布、担当教職員による利用相談など有効に活用するための支援体制が整備されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

講義室、情報処理教室、体育館、学生会館、保健室等の利用に関しては、その基本方針が明確に規定され、『学生便覧』に掲載されている。『学生便覧』は毎年全学生に配布し、ガイダンスを行うことによって学生等の構成員に周知するとともに、学内ウェブサイトにも利用の手引が掲載されている。情報設備及び情報ネットワークの利用については、詳細な利用マニュアルを作成し、学生に配布している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

図書館の蔵書冊数は62,003冊（和書57,037冊、洋書4,966冊）、購読雑誌84種（和書60種、洋書24種）、新聞は8種である。また、学生が雑誌・論文データベースや医学文献情報データベースを利用できる環境を整えている。その他、専門科目に適したVTR、DVD、音楽CDについては各学科で管理し、講義や実習等で活用されている。また、看護学科での臨地実習の際の宿泊先として借り上げているマンションには、実習に関する専門書等を配備している。

新刊書や教養教育に関する図書については十分とまではいえず、さらに充実させる必要はあるが、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学内LANを整備するとともに、学生全員にメールアドレスを発行し、学外からも電子メールの送受信を可能にしている。また、これら情報機器の利用については、詳細な『学生用ITマニュアル』の作成、担当教職員による利用相談など有効に活用するための支援体制が整備されている。

【改善を要する点】

- 図書館の整備・拡充計画の早期実現が望まれる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員及び教育支援者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

日常的な教育の状況については、学務課において記録、収集して蓄積され、教員の教育活動については、教務システムに電磁記録として蓄積されている。各学科及び専攻科の教育活動については、学科・専攻科会議で審議され、その内容は議事要旨として整理され保存されている。また、教育活動の実態として、各教員が担当する授業科目に関連した研究論文が紀要に掲載されている。

学務記録・履修状況と成績管理の電子データは蓄積されており、成績に関しては学生自らがシステム上で閲覧することができる。

また、自己点検・報告書のほか、平成 15 年度に教員の教育活動について外部評価を実施した際に、過去 5 年間の活動が『外部評価報告書及び外部評価資料』としてまとめられている。

これらのことから、データや資料が適切に収集、蓄積されていると判断する。

- 9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生の意見を聴取する取組として、おおむね 5 年に 1 回程度実施する「学生生活実態調査」（平成 13 年度第 1 回実施）及び毎年実施する学生による「授業評価」（平成 14 年度開始）、「卒業時満足度調査」（平成 16 年度開始）、並びに学友会（学生自治組織）役員と学生部及び学生生活委員会との懇談会（年 2 回程度実施）を行っており、その内容は、関係委員会（教務委員会、学生生活委員会等）又は事務部局で検討されている。

授業評価の結果については、指摘された課題に対する各教員の改善案及びその実施状況が把握され、また、学友会との懇談会で得られた学生からの要望が実現した例（図書館開館時間の延長や学内 LAN の設置とインターネットの接続など）も多い。

これらのことから、学生への意見聴取が多角的に行われており、自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

- 9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

各学科では卒業生から意見を聴取する機会として、「卒業生と語る会」を年 1 回実施するとともに、同窓会役員会や後援会役員会とも毎年意見交換を行っている。また、看護学科及び地域福祉学科では、学外の実習施設等（学生の就職先を含む）における指導者との連絡会議が年に 1 回開催され、特に実習に係わ

る教育状況に関する意見交換が行われ、適宜教授会及び各学科会議等に報告されている。看護学科での学外実習施設等における指導者との連絡会議（臨地実習施設連絡会議）では、臨地実習におけるリスクマネジメントについて講演を行うとともに、実際に学生が体験した事例を基に学外の実習指導者を交えたグループワークを行っており、その結果を臨地実習事故対応マニュアル作成に活かすなど事故防止に努めている。

これらのことから、学外関係者の意見が自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

評価結果は、主として各学科会議において審議され、必要に応じて教授会に対して教育課程の見直しや教員組織の構成の変更を提案できるというシステムが機能している。看護学科ではカリキュラムに関して、学生による授業評価や教員相互の授業評価及び外部評価の結果得られた問題点を検討するために「カリキュラム改正に向けてのワーキンググループ」を設置し、平成17年度から、1単位当たりの時間数の統一、基礎的知識の獲得を図るための科目の新設・統合、カルテ開示・電子カルテの導入など医療制度・医療システムや情報システムの変化に対応できる教育内容への変更など、教育課程の一部を改正している。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けるためのシステムが整備され、機能していると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生の授業評価結果から得られた課題に対する各教員の改善方策やその実施状況は、組織として把握されている。また、教育改善を目的として各教員又は教員が共同で実践的研究を実施している。例えば、看護学科では「老年看護学」及び「援助技術論」の授業評価を基にした授業改善に関する研究として『老年看護学の授業による学生の高齢者イメージの変化（第2報）』、『卒業後における援助技術論演習の活用度と教育上の課題』、幼児教育学科では、「乳児保育Ⅱ」での保育所実習と関連させた研究として『授業評価と保育所保育実習との関係についての予備的研究—授業「乳児保育Ⅱ」の改善のために—』、地域福祉学科では、「介護技術」において開発した介護過程ガイドブックによる学生の到達度向上についての研究である『介護過程ガイドブック活用前後の学生の介護過程学習の到達度の比較』などが挙げられる。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っているとは判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

F D活動の一つとしてF D集会を開催している。同集会は平成15年度から開始され、第1回は主として教育の方法論及び技術を題目とし、学外の専門家を招聘して講演会を開催し、その後専門家を指導者に授業科目の教育方法の実践をモデルにワークショップを実施し、第2回（平成16年度）では、先進的なF D活動を実施している他短期大学の事例や、当該短期大学において独創的な授業を展開している教員の事例を紹介する講演を行い、今後のF D活動の実践をテーマに、参加者全員によるグループワークを実施している。

平成16年度には教務委員会の下に教育改善部会を設置し、同部会で学生による授業評価、F D集会の

企画・運営、教育改善に関する勧告等を実施することとしている。また、試行的にはあるが、平成 14 年度に学科の枠を越えた教員相互の授業評価を実施し授業改善に役立てていること、看護学科では教育に還元できる研究を行うために各領域の教授・助教授が講師・助手に指導助言を行うスーパーバイズシステムを活用し、教育実績を研究として公表していること、幼児教育学科では学科内に教育改善部会を設置し、学生と教育の現状に対応してカリキュラムを改善するためのワークショップを開催していることなど、様々な取組が実施されている。

これらのことから、FD活動が適切な方法で実施されていると判断する。

・ 9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FD集会は参加者全員による能動的な実践形式の集会であり、参加者から肯定的な感想が得られている。また、日常的な教員同士の密なコミュニケーションの結果、授業形態や教材の改善が行われた例（例えば、幼児教育学科では、実習における実践技能が要求される保育現場の認識を交換し合った結果、「基礎音楽」にあたる科目「器楽Ⅰ・Ⅱ」「基礎音楽Ⅱ」などにおいて、単に演奏技術だけでなく保育現場で直接活用できる教材に改良していること、地域福祉学科では、専任教員と非常勤助手によって介護技術のデモンストレーションを行う「介護技術演習」の授業準備の一貫として、担当者が合同で打合せや練習を行い教員自身のスキルの向上を図っていることなど）がある。また、平成 14 年度には学科を越えた教員相互の授業評価を行い、授業方法の改善に資する試みを実施している。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

・ 9-2-③ 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

各学科において実践を前提とした教育が行われているため、教育支援者の資質向上を図るための取組として、学外実習施設等における指導者に対して指導者としての認識を高めてもらうことを目的に「学外実習指導講師」の称号を授与している。また、看護学科及び地域福祉学科では、学外実習指導講師に対して臨地実習における実習指導の充実向上を図る目的から、講演会及びテーマを決めたグループワーク等の学外実習指導講習会を実施している。

これらのことから、教育支援者の資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生の科目履修状況及び成績評価は電算化された教務システムに蓄積され、成績に関しては学生自らがシステム上で閲覧することができるなど、有効に活用されている。

基準 10 財務

- 10-1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 10-1-① 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

新見市を設置者とする公立短期大学であり、短期大学の目的に沿った教育研究活動を遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有している。

- 10-1-② 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

入学料、検定料、授業料などの収入、科学研究費補助金、文部科学省の補助金（特色GP）などの外部資金、及び新見市の一般財源からの繰り入れにより、短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されている。

- 10-2-① 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

新見市を設置者とする公立短期大学であるため、予算については、各学科等から出された予算要求を、市長が定める編成方針に基づき短期大学として取りまとめ、予算要求を市に提出し、市議会の審議を経て確定された後、教授会において報告されていることから、収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

- 10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

新見市を設置者とする公立短期大学であるため、単年度での支出と収入は常に均衡している。

- 10-2-③ 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

市議会において確定した予算額を予算委員会及び教授会において予算配分を決定している。平成 17 年度から、学長裁量による研究経費の競争的配分を実施し、前年度の教育研究実績及び短期大学運営や社会への貢献に応じた教員個人研究費の傾斜配分、研究課題申請による重点配分を行っている。

これらのことから、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

新見市を設置者とする公立短期大学であるため、予算及び決算については、市議会承認後、市役所掲示板及び広報紙に掲載し公表されている。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づく定期監査を、市議会選出の監査委員1人（市議会議員）、学識経験者の監査委員1人及び監査事務局職員により、会計監査等が行われている。その結果については、意見書を添付して市長に提出し、市長が市議会に報告している。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 短期大学の目的を達成するために、短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

教育研究組織である各学科に学科長、教養科及び専攻科に科長を置き、事務組織に事務局長及び事務職員を配置して管理運営に当たっている。教育研究組織との連携を緊密にすることを目的として、学生部、学務課及び図書館には教員を管理職として併任している。事務職員は、事務局長を含めて常勤職員 8 人（総務課 2 人、学務課 4 人、図書館 1 人）及び臨時職員 3 人の計 11 人である。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持ち、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11-1-② 短期大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

意思決定機関として教授会が設置され、その下に専門的な審議機関として各種委員会が設置されている。定例教授会は原則として月 1 回開催され、その他合格者決定教授会、入学者決定教授会、卒業・修了者決定教授会が開催され、必要に応じて臨時教授会が開催されている。また、各学科等に学科会議、教養科会議及び専攻科会議が設置されている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

- 11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズは担任・副担任教員を通して学科会議等で把握、又は学生部・学務課を通して教務委員会又は学生生活委員会で把握している。また、学生自治団体である学友会役員と学生部及び学生生活委員会との懇談会を毎年 2 回程度実施しており、その結果、図書館開館時間の延長や冷暖房施設の設置、郵便ポストの構内設置、学内 LAN の設置とインターネットの接続、街灯の設置など、様々な要望が実現している。学生と教員や事務職員との日常的なコミュニケーションの良さも、学生のニーズの把握に貢献している。

教員のニーズは学科会議等又は各種委員会が把握し、事務職員のニーズは事務局で把握するか、担当の各種委員会を経て管理運営及び教授会の議事に反映されている。また、学外関係者については、後援会理事、同窓会評議委員等との懇談会を開催して意見を聴取し、事務局又は各種委員会を経て管理運営及び教授会の議事に反映されている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

設置管理主体である新見市が地方公共団体であることから、法人等のような監事は存在せず、同様の権能を有する機関として、地方自治法に基づき監査委員が置かれ（議会選出1人、学識経験者1人）、毎月の出納検査及び年1回の定期監査が行われている。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務局職員については、全国公立短期大学協会主催「公立短期大学事務職員中央研修会」及び「中国・四国地区学生指導職員研修会」に参加させることにより、管理運営に関わる職員の資質の向上を図っていることから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が、公立短期大学の実態に即して組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針について、組織及び事務分掌については「新見市事務分掌規則 第4章 短期大学」に、教授会等の職責については学則にそれぞれ定められている。これらに基づいて「新見公立短期大学教授会運営規程」をはじめ、各種委員会規程等が定められている。また、学長及び管理運営に関わる委員等の選考については、「新見公立短期大学学長選考規程」のほか、各種役員の選考規程等が制定されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、学内の諸規程が整備されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

目的は、学則に規定されており、構成員に配布されている『学生便覧』に掲載されるとともに、ウェブサイトにも掲載されている。教授会の審議状況については、議事要旨が作成され、教職員全員に配布されるとともに、総務課内に永年保存されている。各種委員会の活動記録についても、それぞれの事務分掌に従って事務局に保存されるとともに、主要な内容については、教授会で報告され、教授会議事要旨に掲載されている。これらの議事要旨は必要に応じて教職員の閲覧が可能である。

これらのことから、データや情報が蓄積されているとともに、構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 各短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

平成7年度に自己点検・評価委員会を設置し、課題ごとに根拠となる資料・データを収集し順次自己点

検・評価を実施している。平成 15 年度には各学科の教育状況及び教員の教育研究活動等について自己点検・評価を行い、それを基に外部評価を実施している。

これらのことから、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価の結果は報告書にまとめられ、全教員に配布するとともに、図書館等に所蔵し、学生等に公開している。また、その一部は3年間ウェブサイトでも開示されていた。

これらのことから、自己点検・評価の結果が公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

自己点検・評価委員会が中心となって平成 15 年度に実施された各学科の教育状況、教員の教育研究活動及び社会貢献等に関する自己点検・評価については、学科（教養科を含む）ごとに学外の有識者による書面審査を行い、さらに訪問調査によって学内諸施設の視察、学長及び学科長との面談、授業参観、卒業生及び在学生との面談等が実施され、その結果は外部評価報告書としてまとめられている。また、平成 17 年度には認証評価制度による第三者評価に取り組んでいる。

これらのことから、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果が、フィードバックされ、短期大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

教育研究活動の総合的な状況や問題点を把握するために、学生生活実態調査、学生による授業評価、卒業時満足度調査、教員相互の授業評価、外部評価、学友会との懇談会、臨地実習施設連絡会議での意見交換など多面的な評価や意見聴取を行っており、これらの結果については、その課題ごとに学科又は所管する委員会等にフィードバックされ、改善が行われている。改善例としては、看護学科において教育に還元できる研究を行うために、各領域の教授・助教授が指導助言を行うスーパーバイズシステムを採用したこと、幼児教育学科において実習担当者連絡会議を実施し、実習依頼において個人情報保護や災害時の扱いの改善、実習の事前訪問の手順を改定していること、地域福祉学科において授業におけるグループ討議とプレゼンテーションを導入し、教育効果を向上させていることなどが挙げられる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生と教員や事務職員との日常的なコミュニケーションが極めて良好であり、学内におけるニーズや問題点が適確に把握されている。
- 平成 15 年度に実施された自己点検・評価結果をもとに外部評価を実施し、その結果が学科や委員会等にフィードバックされ、改善が行われている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 短期大学名 新見公立短期大学
- (2) 所在地 岡山県新見市西方1263番地の2
- (3) 学科等の構成
学科: 幼児教育学科, 看護学科, 地域福祉学科
専攻科: 地域看護学専攻科
- (4) 学生数及び教員数（平成17年5月1日現在）
学生数: 学科404人, 専攻科15人
教員数: 44人

2 特徴

岡山県の北西部で鳥取県と県境を接する地域にある新見市(当時)において、昭和48年5月に地域の振興を目的として「短期大学の誘致」が策定された。しかし、私立短期大学の誘致は種々の理由で困難であることから、昭和51年5月に市長が「短期大学設置」に関する意向を表明した。これを受けて、昭和53年1月に新見市に「新見市立女子短期大学創設準備室」が発足した。市の財政力等から自治省(当時)の行政指導により、新見市及び阿哲郡の4町(大佐町、神郷町、哲多町、哲西町)(いずれも当時)で構成される阿新広域事務組合立(設置者:代表理事)として、昭和55年4月に新見女子短期大学が開学した。開学当時の学生定員は看護学科(3年課程)50人、幼児教育学科(2年課程)50人であった。開学に先立って、文部大臣から「幼稚園教員養成課程」の認定、厚生大臣から「保母を養成する学校」の指定、文部大臣から「看護婦学校」の指定をそれぞれ受けた。開学時の将来構想として、設置者から短期大学に、(1)将来の学園都市構想:安定的・効率的な規模とし、男女共学を目指すこと。(2)大学の整備拡充:学生会館等の整備。(3)学生定員増加の方策:看護学科の定員を80人とする。こと。(4)大学の地域貢献が提起された。看護学科の定員については、実習病院が遠隔地であり80人は困難であることなどから昭和61年4月に60人に増員された。

平成4年4月に学内に新見女子短期大学学科増設準備室が設置され、平成8年4月厚生大臣から「介護福祉士養成施設」の指定を受けた地域福祉学科(2年課程:定員50人)が設置された。

平成11年4月から幼児教育学科及び看護学科について男女共学化が行われ(地域福祉学科は平成12年4月)、大学名が現在の新見公立短期大学に変更された。

将来計画を策定する中で、専攻科の設置を行うこととなり、平成16年4月に文部科学大臣から「保健師学校」の指定を受けた地域看護学専攻科(1年課程:定員15人)が設置され、平成17年2月に大学評価・学位授与機構から学士の学位を受けられる専攻科として認定された。平成17年3月31日に旧新見市及び阿哲郡の4町が対等合併し、新たに新見市として発足した。これに伴い本学の設置母体为新見市に、設置者が新見市長に変更になったが、短期大学名の変更はなかった。

本学は、旧新見市立商業高等学校の跡地にその設備を利用して開設されたものであるが、開学時に4階建校舎1棟(現3号館)を建築し、その後平成3年に学生会館、平成8年に4階建校舎(現1号館)及び学生食堂等の施設を逐次建築・改築した。また、平成12年に学内コンピュータネットワーク及び専用線によるインターネット接続が完成した。

現在、本学は設立時の目的である地域振興に大きく貢献している。しかし、入学生は西日本を中心に全国の広い地域に分布し、地元出身者は少数に留まっている。その理由は、高学歴志向、都市志向、少子化等に求められる。

学生は女性が大部分を占め、共学化後も男子学生の割合は数%で推移している。開学以来、平成17年3月までに3,094人の卒業生を世に送り出し、初期の卒業生には、各職場の中堅として活躍中の者もみられる。看護学科卒業生で進学者(大学編入、保健師・助産師養成校、養護教諭養成課程)が比較的多い傾向にあるが、就職者の大部分は教育の目的とする保育士または幼稚園教諭(幼児教育学科)、看護師(看護学科)、介護福祉士(地域福祉学科)の職に就いている。

地域貢献については、昭和57年から毎年公開講座を実施している。また、幼児教育学科の表現発表会を市内のホールで開催している(「地域とつくる にいみこどもフェスタ」)。近年では本学教員がインターネット(非公開掲示板及び電子メール)を介して、地元住民からの健康・生活相談に助言・指導を行う「新見まごころネット」(平成15年)、地域の幼児教育者の申し出により、研修・指導・助言等を実施する「教育支援センター」の設置(平成16年)、地元私立高等学校との連携授業(平成16年)等を実施している。

ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

- 1 本学の目的は、教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、広く教養を高め、看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成することにある。目的を達成するために幼児教育学科（2年課程）、看護学科（3年課程）及び地域福祉学科（2年課程）と地域看護学専攻科（1年課程）を設置している。

幼児教育学科では、卒業要件として保育士登録資格に必要な単位修得を課し、必要な単位の修得によって卒業時に幼稚園教諭2種免許状の取得ができる教育課程を開講している。幼児・児童を取り巻く家庭や地域の環境が著しく変化していることに対応して、保育・教育・福祉における専門職種の需要が増大し、またその職能の多様化・高度化が求められていることから、これらに対処できる人材の養成を目的としている。

看護学科では、卒業要件として看護師国家試験受験資格に必要な単位修得を課している。看護師として必要な知識と技術を修得することのみならず、幅広い人間性を養い科学的思考に基づいた看護職として成長することを目標としている。

地域福祉学科では、卒業要件として介護福祉士登録資格に必要な単位修得を課している。同時に社会福祉主事任用資格が取得できる。介護福祉士として必要な知識と技術を修得することのみならず、高齢者が過ごしてきた地域の文化、伝統（木工芸、備中神楽、草木染、陶芸）を学ぶための科目を開講している。

地域看護学専攻科では、修了要件として保健師国家試験受験資格に必要な単位修得を課している。1年間で公衆衛生及び関連科目を集中して学習できる。各学生が、自分のフィールドをもち、保健福祉行政論、疫学、疫学演習、地区活動論、健康教育、保健統計学等を修得できる科目を開講している。

- 2 教育の目的として教養教育の重視がある。各学科の専門科目から得る知識のみならず、広い分野の教養と社会人として求められる思考の方法を養うことが重要であり、時代や民族の文化概念の変遷に応じて異なる幅広い教養を身に付けた優れた人材を養成することを目的としている。そのために教養科目を担当する教員からなる教養科を開学時から設置している。平成15年に、各学科の教養関連科目を担当する教員を含む教養教育委員会を設置し、実践を通じて教養教育改善に資することを目的として活動を行っている。

- 3 教員の教育活動は研究活動の裏づけを必要とするとの理念から、教員の研究活動に対するモチベーションを高めることを目的に掲げている。平成17年度から研究経費の競争的配分を実施し、前年度の教育・研究実績及び大学・社会貢献に応じた教員個人研究費の傾斜配分制度、研究課題申請による重点配分等を行った。

- 4 教育改善を行い、学生にとって魅力的な教育活動を実践することを目的としている。そのための取組として第1回のファカルティディベロップメント研修会（FD集会）を平成15年度に実施して以来、毎年1回のFD集会を実施している。また、検証の取組として学生による授業評価を平成14年度から実施している。平成17年度からは実施方法の一部を改正して実施する計画である。教員の教育研究活動について、学科ごとに、外部の有識者による評価を平成16年度に実施した。

（準学士課程・専攻科課程等ごとの独自の目的）

幼児教育学科

幼児教育に関する専門的な理論と実証的な技能を教授研究し、保育者であるとともに良き社会人として、幼稚園・保育所・福祉施設などでの質的充実・発展につくすとともに、地域における保育の振興に寄与することのできる人材を育成することを目的とする。その目的のために次の教育目標を掲げる。

- 1 保育者として必要な資質を向上させるために不可欠な理論を求め、技能を高めようと主体的に取り組む態度を養う。
- 2 保育の本質を理解し、学問的な裏づけをもった実践を行うことのできる能力を養う。
- 3 保育者にふさわしい人間的魅力と円満な人格、豊かな情操をそなえた人材を育成する。
- 4 保育に対する理解に支えられて、地域社会における幼児の生活環境や、生活文化の浄化向上につとめようとする能力や態度を養う。

看護学科

社会における看護の役割を認識し、幅広い教養と豊かな人間性を養い科学的思考に基づいた看護専門職として

の基礎的能力を習得させることを目的とする。その目的のために次の教育目標を掲げる。

- 1 生命の尊重と人間の尊厳を基に、対象を多面的に理解するため、看護学と関連諸科学に主体的に取り組む能力を養う。
- 2 看護の本質を理解し、人々の健康に関する諸問題を科学的に査定し、個別性のある総合的な援助活動が行える基礎的能力を養う。
- 3 社会の変化に柔軟に対応できる多様な価値観を認識し、看護者として生涯にわたり資質の向上を図ることのできる能力を養う。
- 4 保健医療チームの一員として他職種と協調し、地域社会における看護の役割を果たす能力を養う。

地域福祉学科

地域社会における介護の役割とは何かを理解しながら、より広角的に介護を展開し、実践できる基礎能力を養うことを目的とする。その目的のために次の教育目標を掲げる。

- 1 保健・医療・福祉・文化の4つの角度から、高齢者・障害者の文化生活の創造に積極的にとりくむための基礎的態度と能力を養う。
- 2 介護とは何かを常に模索し、介護の対象となる人々のニーズの把握とともに、援助活動を実践する姿勢と能力を養う。
- 3 介護を必要とする人々のアセスメントと、介護計画、介護実践とそれらの評価ができる能力を養う。
- 4 地域社会における介護展開の必要性を捉え、他の関連職種との連携をとりながら、自らの介護の役割を理解し展開できる能力を養う。

地域看護学専攻科

人間愛に根ざした深い教養を持ち、生命尊厳を有する視野の広い看護者として、さらに基礎看護教育で学んだ知識・技術をもとに、保健師として創造的、主体的能力を修得できるように専門的知識・技術を学ばせ、地域の実情に合わせた地域保健活動の進展、向上に貢献する人材を育成することを理念とする。その目的のために次の教育目標を掲げる。

- 1 地域の健康問題を生活の場で把握し、適切な地域看護活動を展開する基礎的能力を養う。
- 2 地域住民の健康問題を組織的に解決する意義・必要性が理解でき、地域・職場・学校など集団間における連携や保健医療福祉の連携におけるコーディネート能力を養う。
- 3 地域住民が自ら健康問題の解決のため社会資源の活用ができるよう支援する能力を養う。
- 4 地域看護の発展・向上のため、自ら研鑽するための研究的態度を養う。

iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 短期大学の目的

本学では、昭和 55 年の開学時に基本的な方針を示した短期大学の理念を策定し、学則及び学生便覧に記載することによって、短期大学の目的を明示している。平成 17 年からはホームページ及び大学案内にも記載している。さらに平成 8 年の地域福祉学科の設置に伴い、文言の見直しを行ってその明確化に努めてきた。また、短期大学の理念に基づいて、各学科及び専攻科の理念を定め、学生便覧に記載している。

本学の理念は、「広く教養を高め、看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成すること」を目的とするものであり、短期大学設置の目的に鑑み「深く専門の学芸を教授研究し、職業または实际生活に必要な能力を育成することを主な目的」とすることに対応していることから、本学の目的は学校教育法の定めに外れるものではない。

本学の目的及び目的に基づく具体的な教育内容を記載している学生便覧を、全教職員に配布することによって周知を行っている。

また、本学の目的及び目的に基づく具体的な教育内容を記載している学生便覧を、冊子として全学生に配布し、入学時のオリエンテーションに各学科においてこのことについて説明することによって周知を行っている。

本学の目的及び活動方針は、ホームページ及び大学案内に記載することによって、社会に対して公表している。

本学の目的の周知に関して、本学の理念は、専門的な職業に関連する資格・免許の取得を目的とした教育課程を具体的に表したものであり、教職員及び学生によく周知されているものとは考えているが、実際に把握されているかどうかについて具体的な調査を実施する必要があると認識している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の目的として掲げる「看護、介護及び幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成すること」に即して、3 学科及び 1 専攻科を設置しており、それぞれ看護師国家試験受験資格（看護学科）、保育士資格及び幼稚園教諭 2 種免許状（幼児教育学科）、介護福祉士登録資格及び社会福祉主事任用資格（地域福祉学科）、保健師国家試験受験資格（地域看護学専攻科）の資格・免許の取得するための法令上の指定・認定を受けている。そのための教育研究に係る組織を有している。また、全学科において教養教育が適切に行えるよう教養科が開学以来整備されているが、特に平成 15 年度からは教養教育委員会が設置されている。

運営体制としては、教授会が、教育活動に関して、教育職員の人事及び予算に関する審議権、教育研究、学籍の異動、試験及び単位の認定、厚生補導並びに賞罰等に関する議決権を有している。実際の教授会の運営においても教育活動に関する議題がその多くを占めている。さらに、教務委員会が、教育課程や教育方法等を検討する組織として機能している。構成員は教養科を含む各学科より 1 名の委員及び学務課長からなっている。会議は、原則的に毎月 1 回の定例会議が開会され、必要に応じて臨時の委員会が開催されている。

基準 3 教員及び教育支援者

本学の教育課程を遂行するために法令等にとった教員組織が編成されている。

また、各学科・専攻科においては、各資格・免許に係る養成課程の指定規則等に基づいて教員を配置している。教員の年齢・性別構成は、編成上問題ないとする。

教育活動の評価に関しては、教務委員会教育改善部会があり、教育活動に関する定期的な評価を実施している。教員の採用基準や昇格基準等は新見公立短期大学教員選考規程及び新見公立短期大学教員選考に関する申し合わせに明確かつ適切に定められ、教員の採用及び昇格時に組織される教員選考委員会及び教授会において適切に運用されている。

教育の目的を達成するための研究活動は、各専門性に基づき研究活動を実施している。今後とも基礎研究や担当科目に関する研究の努力が必要である。

教育課程を遂行するために必要な教育支援者として3学科とも専門職養成の学科で授業、演習、実習の授業形態をとっており、学内の教育と臨地実習場面での教育に不足がないよう非常勤助手を配置し配慮している。また、平成16年度より実習場における指導者を学外実習指導講師として称号を授与し、実習指導者が教育に対する意識や学生への理解を深めるとともに本学と実習施設との連携を強める機会となっている。

基準4 学生の受入

本学では、教育の目的に沿って、求める学生像や入学選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーを明確に定め、学生募集要項に掲載し配布すること及び本学ホームページに掲載することにより公表周知している。これに沿って、各学科及び専攻科では多様な入学選抜方法を実施している。幼児教育学科では推薦入試（指定校、小論文選抜及びピアノ選抜）及び一般入試、看護学科では推薦入試（指定校を含む）、特別選抜入試（社会人及び帰国生）、一般入試及びセンター入試利用入試、地域福祉学科では推薦入試（指定校を含む）、特別選抜入試（社会人のみ）及び一般入試を実施している。専攻科では特別選抜入試及び一般入試を実施している。各入学選抜への出願者数、合格者数は、看護学科の帰国生特別選抜入試及び地域福祉学科の社会人特別選抜入試を除いて、毎年募集定員を上回っており、入学者数は入学定員にほぼ一致している。

運営体制としては、教授会の下に設置された入試委員会及び学長の下に設置された入試問題作成委員会において入試選抜の企画・準備等を行い、入試当日は学長を実施委員長とする全学の教職員によって実施される。合格者の決定は、各学科長及び専攻科長の提案に基づき、教授会で審議して決定している。緊急の場合には、学長、学生部長、入試委員長、入試主任、関係学科長が協議しこれに対応している。

実施状況については、実入学者数が、入学定員を20%以上超過したのは延べ2回のみであり、その他の年度では概ね10%以内の超過にとどまっている。また、実入学者数が、入学定員を下回った年度はない。

基準5 教育内容及び方法

各学科・専攻科とも、関連諸法令等および本学の教育目的に基づいて教育課程を編成しており、よき社会人としての教養教育と質の高い専門職としての専門教育のバランスに配慮した教育課程となっており、必要に応じて見直しを行っている。

授業内容は、教育課程編成の趣旨にしたがって編成されており、概ね充実しているといえるが、さらに各領域・各科目間における連携による改善が求められる。

各学科・専攻科における研究活動は、授業内容に相当程度反映されており、専門職養成に成果をあげている。

他校との間の単位互換は地理的理由により実現しておらず、インターンシップは実施していないが、各学科・専攻科とも学外実習が、現場での学習や進路について考える機会になっている。卒業研究など、他短大にほとんど見られない、主体的な研究活動が行われており、専門職養成における成果が大きく、単位の実質化に寄与しているといえる。一方で、多様な学生の学習成果の確保と自主的な学習活動を促す取組みについては、今後さらに具体的に進めていく必要がある。

授業形態は、講義・演習・実習が教育目的に照らして適切に配当・運営されており、バランスに配慮されて

いる。

シラバスは教育課程の編成の趣旨にしたがって作成されており、年度始めに学生に配布され、履修指導に活用されている。

実習室の開放や図書館の開館時間の延長により自主学習の時間の確保に努めているが、基礎学力が不足している学生への指導は部分的な取り組みにとどまっている。

成績評価基準、卒業認定基準および既得単位の認定は、学則に基づき実施しており、その内容は、学生便覧およびシラバスに明示されており、ガイダンス等において学生に周知している。

成績評価の妥当性を担保するための取り組みとして、異議申し立てのシステムを策定しているが、成績の分布などの分析によってより正確な履修状況の把握が必要である。

基準 6 教育の成果

短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針については、課程ごとの教育目的及び教育目標または教育内容を具体的に定め、その中で身に付けるべき資質・能力や養成しようとする人材像について明示し、これを学生便覧に掲載して学生に示している。その達成状況の検証・評価については、試験・各種レポートによる評価（平成 17 年度から G P A 評価を導入）によって行い、総合的な達成状況検証・評価のための取組としては、幼児教育学科では「総合研究」（卒業研究）及び表現発表会（「地域とつくるにしみこどもフェスタ」）、看護学科では「看護研究」（卒業研究）及び「到達度試験」、地域福祉学科では「地域福祉研究」を実施している。

教育の効果や成果については、各学科とも単位修得、卒業、資格・免許の取得状況から、十分に達成されていると認識している。特に幼児教育学科では、表現発表会として「にしみこどもフェスタ」を実施しているが、この取組については文部科学省平成 16 年度「特色ある大学教育支援プログラム」に採択され、地域・社会に広く認知され高い評価を得た。

教育の効果や成果の達成に関する学生自身の判断については、学生による授業評価に関して学生の多くは受講することに意義があったと回答している。また、平成 16 年度に全てのカリキュラムを修了した卒業予定者を対象に、在学中の満足度を調査したところ、授業に対する総合的な満足度は、学科によって 89.8%～75.4%であった。

就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果については、各学科及び専攻科とも、進学者または卒業者のほとんどは関連分野への進学または学科等で取得できる免許・資格を必要とする職種に就職している。例えば各学科及び専攻科の卒業（修了）後の進路において、過去 5 年間の就職者について、看護学科では 98%が看護師として、幼児教育学科では 98%が保育士または幼稚園教諭として、地域福祉学科では 95%が介護福祉士として就職している。

卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組については、各学科において、「卒業生と語る会」などの取組をとって卒業生の意見を聴取しているほか、学報「まんさく」の同窓会のコーナーに卒業生のコメントが寄せられている。看護学科においては、過去にカリキュラム改正の基礎調査として卒業生を対象に調査を実施した。

基準 7 学生支援等

授業科目等の選択の際のガイダンスについては、入学時に全入学生対象の合同ガイダンス及び学科別ガイダンス、年度当初に学科別ガイダンスを実施している。進路・学習相談、助言については、クラス担任制を採用

し、各クラス（各学年 1 クラス）に担任・副担任教員を配属し、学生に対して学習・進路等に関する全般的な助言・指導を実施しているほか、全学生と個別面接を実施し、学習・生活・進路に関する状況を聴取し、相談に応じ、必要な情報提供・指導を実施している。科目担当教員による学習指導・助言体制に関しては、従来からシラバスに各教員のメールアドレスを公開し、学生が自由に教員に質問・相談できる環境を整備してきたところであるが、平成 17 年度からはこれらを一層明確にすることを目的にオフィスアワーを実施し、指定時間に必ず研究室に在室することを義務づけることとした。

学習支援に関するニーズの把握については、本学では、概ね 5 年ごとの学生生活実態調査、毎年実施する学生による授業評価及び卒業時満足度調査を多角的に実施することによって学習支援に関するニーズを把握している。

特別の支援を行うことが必要と考えられている者への学習支援については、特に看護教育における社会人入学制度による入学生について年齢を考慮した進路指導が必要であり、担任教員による面接等で修学における困難点などに対して助言している。

自主学習環境の整備については、学生会館の和室及び会議室、講義室及びゼミ室、並びに情報処理教室について、学生の自主学習のために利用することを認めている。また、これらの設備を多くの学生が利用し、図書館閲覧室においても多くの学生が自主学習を行っている。

学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制については、クラス担任教員及び副担任教員による生活・進路相談を中心として、保健相談員による健康相談、学外相談員（精神科医師）による専門的カウンセリング、セクシュアル・ハラスメント相談員による相談等が実施されている。

生活支援に関するニーズの把握については、平成 14 年 3 月に生活支援等に関する学生のニーズを含む全般的な学生生活実態調査を実施し、教室等開放時間の延長や学生会館使用法の整備などの学内規則の改善をおこなった。各種相談制度及び卒業時満足度調査で明らかになった学生のニーズは、学生生活委員会またはその他の委員会に報告されている。また、学生自治団体である学友会役員と学生部及び学生生活委員会との定期的会合を毎年 2 回程度実施している。

学生の経済面の支援については、日本学生支援機構の奨学金について、過去 3 年間で内示数に対して 100% が認可されている。また、本学独自の貸付制度である小田琢三奨学金についても有効に利用されている。授業料減免については、過去 5 年間に於いて申請数（60 件）の 75% が免除されている。

基準 8 施設・設備

本学では、教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備として、講義室、看護・介護教育のための実習室及び演習室、幼児教育のための図工・音楽教室及びリズム教室、調理施設を備えた栄養実習室、情報処理教室、図書館等を設置し、各学科及び専攻科の授業等に活用している。

本学における教育内容、方法や学生のニーズに対応して、情報処理教室で 60 台、進路情報室で 4 台、図書館で 3 台のパソコンを学生の利用に開放している。専攻科学生には、在学中に各自 1 台のノート型パソコンを貸与している。これらのパソコンは、いずれも学内の情報ネットワークに接続されている。これらの端末は、学内専用ウェブサイト、ウェブメールサーバの利用が可能であるほか、インターネットにも自由にアクセスできる環境を整備している。教務システムを整備し、履修登録、単位修得状況及び試験成績を端末から閲覧できるシステムを整備している。学生全員にアカウント、パスワード及びメールアドレスを発行し、学内及び学外端末からウェブメールサーバを利用して電子メールの送受信が可能である。

講義室等、情報処理教室、体育館、学生会館、保健室等の施設設備の運用に関する方針については、その基

本方針を定め、その内容を学生便覧に記載する等の方法で周知している。

図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料については、各学科の専門性を反映した内容で、十分に整備されている。図書館の蔵書冊数は 62,003 冊（和書 57,037 冊、洋書 4,966 冊）、購読雑誌 84 種（和書 60 種、洋書 24 種）、新聞は 8 種、視聴覚資料については、V T R 931 本、D V D 65 件、C D 49 件、紙芝居および大型絵本 11 件である。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料の収集と蓄積については、日常的に学務課において記録を収集して蓄積しているほか、教員が実施する教育活動については、学生の履修状況を含め、電算化された教務システムに電磁記録として蓄積され、必要に応じて各種の集計に利用することが可能である。学生の意見聴取については、学生生活実態調査、学生による授業評価、卒業時満足度調査、学友会役員と学生部教職員との懇談会が実施されている。その内容は、関係委員会（教務委員会、学生生活委員会、教務委員会教育改善部会等）または事務部局で検討し、教育の状況に関する自己点検・評価に適切に反映されている。学外関係者の意見については、卒業生、学生の就職先を含む学外実習施設関係者、同窓会役員、後援会役員から教育の状況に関する意見を聴取し、その内容は自己点検・評価に適切な形で反映されている。

評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムとしては、主として各学科会議において審議され、必要があれば教授会に対して教育課程の見直しや教員組織の構成の変更を提案するなどの取組を実施している。看護学科では、点検評価の結果を踏まえて平成 17 年度より教育課程の一部を改正して実施している。評価結果に基づいて、各教員は、独自に授業内容、教材、教授技術等の改善に努めているほか、各教員または教員が共同で演習時のワークブックなど教材の開発、教授技術及び教育方法の改善等を研究課題として取り上げ、研究論文として発表するなどして継続的に改善を図っている。

本学における F D 活動としては、平成 15 年度から年 1 回の F D 集会が開催されている。教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等としては、学務課に所属する事務職員の研修については、年に 1 回開催される中国・四国地区学生指導職員研修会（平成 13 年以前は中国・四国地区厚生補導職員研修会）に 1 人ないし 2 人を派遣し、研修を受けている。看護学科及び地域福祉学科については、年に 1 回学外実習施設等における指導者の連絡会議を開催し、その機会に研修会を行っている。

基準 10 財務

短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤に関し、資産については逐次校舎・設備等の改築を進めており、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。また、平成 17 年度末借入残高は、新見市の資産総額に対して過大ではない。経常的収入については、学生からの授業料及び短期大学設置者からの分担金により経常的収入を確保している。また、年間の歳入歳出予算については、法令に基づいて議会の承認を経て執行している。また、歳入歳出決算についても、議会に報告し承認を得ている。これらは、全て議会終了後、法令に基づき告示により住民に周知されている。

過去 5 年間の収支は単年度黒字であり、歳入総額の 2～3%の額が翌年度へ繰越財源として繰越されている。また、公債費支払状況について、歳出総額に占める公債費の割合は平成 13 年度の 10.5%から平成 16 年度 13.7%に推移している。これらから毎年繰越財源がでており、また歳出総額に占める公債費の割合も適正な範囲内であることから、過大な支出超過とはいえない。

教育研究活動に対する資源配分については、予算の範囲内で緊急度の高いものから順次配分対応している。

会計監査等については、議会選出の監査委員 1 名と学識経験者の監査委員 1 名の 2 名で毎年定期監査を行っ

ている。また、監査委員の指摘事項については、改善に努めている。

基準 11 管理運営

管理運営のための組織及び事務組織としては、教育研究組織である各学科に学科長、教養科及び専攻科に科長を置き、事務組織に事務局長及び事務職員 7 人を配置して管理運営に当たっている。教育研究組織との連携を緊密にすることを目的として、学生部、学務課及び図書館には教員の身分をもつ管理職を併任している。学内における意志決定機関として教授会が、その下部機関として各種委員会が設置されている。また、各学科に学科会議、教養科会議及び専攻科会議が設置されている。定例教授会は原則として月 1 回開催され、その他入学試験実施後の合格者決定教授会、入学式前の入学者決定教授会、卒業・修了者決定教授会が開催され、必要に応じて臨時教授会が開催されている。これらの各種委員会、学科会議、事務局等において学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されている。

監査については、地方自治法の規定に基づき監査委員が置かれ（議会選出 1 人、学識経験者 1 人）、毎月出納検査が、定期監査が年 1 回行なわれている。

事務職員の研修については、全国公立短期大学協会が毎年実施している事務局職員研修に参加し資質の向上に努めている。また、学務課職員については、「中国・四国地区学生指導職員研修会」に派遣し、必要な研修を行っている。

管理運営に関する方針について、組織及び事務分掌については、「新見市事務分掌規則 第 4 章 短期大学」（第 15～21 条）に、教授会等の職責については「新見公立短期大学学則」（新見市規則）にそれぞれ明示されている。

管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針については、学長の選任については「新見公立短期大学学長選考規程」、学科長の選考については「新見公立短期大学学科長選考規程」、学生部長、学生部次長、学務課長の選考については「新見公立短期大学学生部長選考規程」、図書館長の選考については「新見公立短期大学図書館長選考規程」を定めている。

短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報の蓄積及び構成員のアクセスについては、構成員に配布されている学生便覧及び学内ホームページに掲載され、計画、活動状況が審議される教授会については、毎回その議事要旨が作成され、総務課内に永年保存されるとともに、教職員全員に配布されている。委員会の活動については、それぞれの事務分掌に従って事務局に保存されるとともに、主要な内容については、教授会で報告され、教授会議事要旨に掲載されている。これらは、必要により教職員が閲覧することができる。

短期大学の自己点検・評価については、平成 7 年度に学則を改正し、学則に基づいて自己点検・評価委員会を設置し、これに基づいて自己点検評価を実施した。これらはその都度冊子として学内の全教員に配布するとともに、関係事務部に保管し、また図書館に所蔵して、学生等に公開しているほか、公立短期大学協会加盟の短期大学及び岡山県内の関係大学にも送付した。さらに、平成 15 年度には、学外の有識者を評価委員とした外部評価を実施し、その内容を自己点検・評価報告書としてまとめて公表した。

iv 自己評価書等リンク先

新見公立短期大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

新見公立短期大学	ホームページ	http://www.niimi-c.ac.jp/
機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
	自己評価書	http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200603/tandai/jiko_niimitandai.pdf

自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準 1	1-1	新見公立短期大学学則
	1-2	学生便覧
	1-3	大学案内
基準 2	2-1	学生便覧
	2-2	学修ハンドブック
	2-3	新見公立短期大学教養教育委員会規程
基準 3	3-1	新見公立短期大学教員選考規程
	3-2	新見公立短期大学教員選考に関する申し合わせ
	3-3	学生による授業評価 VOII. 2 2003 年度
	3-4	新見公立短期大学学外実習指導講師称号授与規程
基準 4	4-1	学生募集要項
	4-2	専攻科学生募集要項
	4-3	府県別高校訪問一覧
	4-4	出身高校の所在地別入学者数
	4-5	学生受入れ状況
	4-6	日程表（入試問題作成）
	4-7	入学者選抜試験実施要項
	4-8	新見公立短期大学学則
	4-9	自己点検・評価報告書 第 1 回 学生生活実態調査
	4-10	新見公立短期大学在学生の受験動向（『新見公立短期大学紀要』25:195-204, 2004）
基準 5	5-1	学生便覧
	5-2	学修ハンドブック
	5-3	看護学科教育計画（科目構成図）
	5-4	教育内容（授業科目）の概要
	5-5	2004 年度新見公立短期大学幼児教育学科課外活動扱い学生ボランティア活動一覧
	5-6	看護学臨地実習要項
	5-7	学生に期待する臨地実習での学びーその 1 臨床指導者と教員の期待内容の違い（『新見女子短期大学紀要』18:73-81, 1997）
	5-8	学生に期待する臨地実習での学びーその 2 臨床指導者と教員の討議のまとめ（『新見女子短期大学紀要』18:83-92, 1997）
	5-9	「The Nursing College Seminar」リーフレット
	5-10	『介護実習の手引き』
	5-11	学生による授業評価 VOII. 2 2003 年度
	5-12	新見公立短期大学看護学科学生の高等学校における理科履修科目と生物学の基礎知識に関する調査の試み（『新見公立短期大学紀要』24:113-120, 2003）
	5-13	「介護技術試験サポート表」
	5-14	専攻科と基礎となる学科等との関連図

基準6	5-15	公衆衛生看護学実習要項
	6-1	学生便覧
	6-2	地域と創るにいまこどもフェスタ
	6-3	卒業時到達度試験
	6-4	『卒業時満足度調査』
	6-5	「プティ・コンセール（小さな音楽会）」
	6-6	在学状況
	6-7	学生による授業評価 VOII. 2 2003 年度
	6-8	卒業後の進路状況
	6-9	卒業生と語る会
	6-10	学報『まんさく』
	6-11	新カリキュラム実施後の本学卒業生の基礎看護技術の到達度—卒業3ヶ月から2年の変化の中間報告—（『新見女子短期大学紀要』16:65-81, 1995）
	6-12	卒業後における援助技術論演習の活用度と教育上の課題（『新見公立短期大学紀要』21:91-99, 2000）
	6-13	卒業生と語る会
	6-14	外部評価報告書及び外部評価資料 2003 年度
基準7	7-1	学生配付資料（ガイダンス時）
	7-2	学生便覧
	7-3	学修ハンドブック
	7-4	進路のてびき
	7-5	平成17年度時間割（看護学科3年次生）
	7-6	オフィスアワー一覧表（平成17年度前期）
	7-7	自己点検・評価報告書 第1回 学生生活実態調査
	7-8	学生による授業評価 VOII. 2 2003 年度
	7-9	『卒業時満足度調査』
	7-10	学生用ITマニュアル，新見公立短期大学情報システム概念図
	7-11	新見公立短期大学学友会会則
	7-12	新見公立短期大学特別会計予算内訳
	7-13	新見公立短期大学後援会総会資料
	7-14	学生教育研究災害傷害保険保険料分担金受領書
	7-15	「新見公立短期大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程」，「新見公立短期大学セクシュアル・ハラスメント相談員に関する規程」
基準8	7-16	奨学金支援状況
	7-17	新見公立短期大学条例施行規則
	7-18	小田琢三奨学基金設置規則
	8-1	学生便覧
	8-2	新見公立短期大学校舎等平面図
	8-3	新見公立短期大学施設概要
	8-4	学生用ITマニュアル，新見公立短期大学情報システム概念図
	8-5	図書館利用案内

基準 9	8-6	図書館利用状況
	8-7	視聴覚資料の活用状況
	9-1	外部評価報告書及び外部評価資料 2003 年度
	9-2	卒業生と語る会
	9-3	学報『まんさく』
	9-4	2005 年度看護学科運営について
	9-5	学生による授業評価 VOII. 2 2003 年度
基準 10	9-6	2004 年度 F D 活動の概要
	9-7	中国・四国地区学生指導職員研修会修了者名簿
	10-1	新見公立短期大学校舎等平面図
	10-2	起債償還台帳
基準 11	10-3	市報にこいみ
	10-4	阿新広域事務組合定期監査結果報告書
	11-1	新見市事務分掌規則
	11-2	運営組織図
	11-3	新見公立短期大学学則
	11-4	中国・四国地区学生指導職員研修会修了者名簿
	11-5	公立短期大学事務職員中央研修会
	11-6	外部評価報告書及び外部評価資料 2003 年度